

令和 9 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(都市整備関連)

令和 8 年 7 月

大 阪 府

目 次

1. 「副首都・大阪」の実現と大阪の成長・発展に向けた取組	1
2. 災害への対応など安全・安心の確保	7
3. ひとと環境にやさしい住まいとまちの実現	13
4. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上	15

※要望文中の下線部については、「令和9年度 国の施策並びに予算に関する最重点
提案・要望（令和8年6月）」においても記載している内容です。

令和9年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (都市整備関連)

日頃から、大阪府都市整備行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪・関西万博の開催を契機として、大阪は国内外から大きな注目を集めており、この機運を一過性のものとせず、万博のレガシーを活かしながら、将来にわたる大阪の成長・発展につなげていくことが重要です。

また、「副首都・大阪」を見据え、首都圏の非常時において政府機能をバックアップするとともに、首都に代わり経済活動を支えるためには、都市基盤・住環境の整備を進めることが不可欠です。

こうした中、淀川左岸線、大阪モノレール延伸やなにわ筋線など、道路・鉄道ネットワークの充実・強化、リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期開業や新交通サービスの確立などを通じて、将来の大阪の成長を支える都市整備を一層進めてまいります。

また、気候変動に伴い頻発・激甚化する気象災害や切迫する南海トラフ巨大地震等から府民の安全・安心な暮らしを守るため、地震・津波対策、治水・土砂災害対策など、国土強靱化に資するハード・ソフト両面の取組を推進してまいります。

さらに、誰もが安心して暮らせる住まいとまちの実現に向けた居住支援、脱炭素社会の実現に向けた取組の促進等を進めるとともに、都市基盤施設の長寿命化や全国特別重点調査の結果を踏まえた流域下水道施設の老朽化対策をさらに加速化させるなど、ストックマネジメントを着実に進めてまいります。

これら日本の成長や国民の安全・安心に資するインフラ整備を着実に進めるためには、昨今の資材価格・人件費等の高騰に対応できる十分な予算を確保する必要があります。

令和9年度の国家予算編成に当たりましては、以上の趣旨を十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

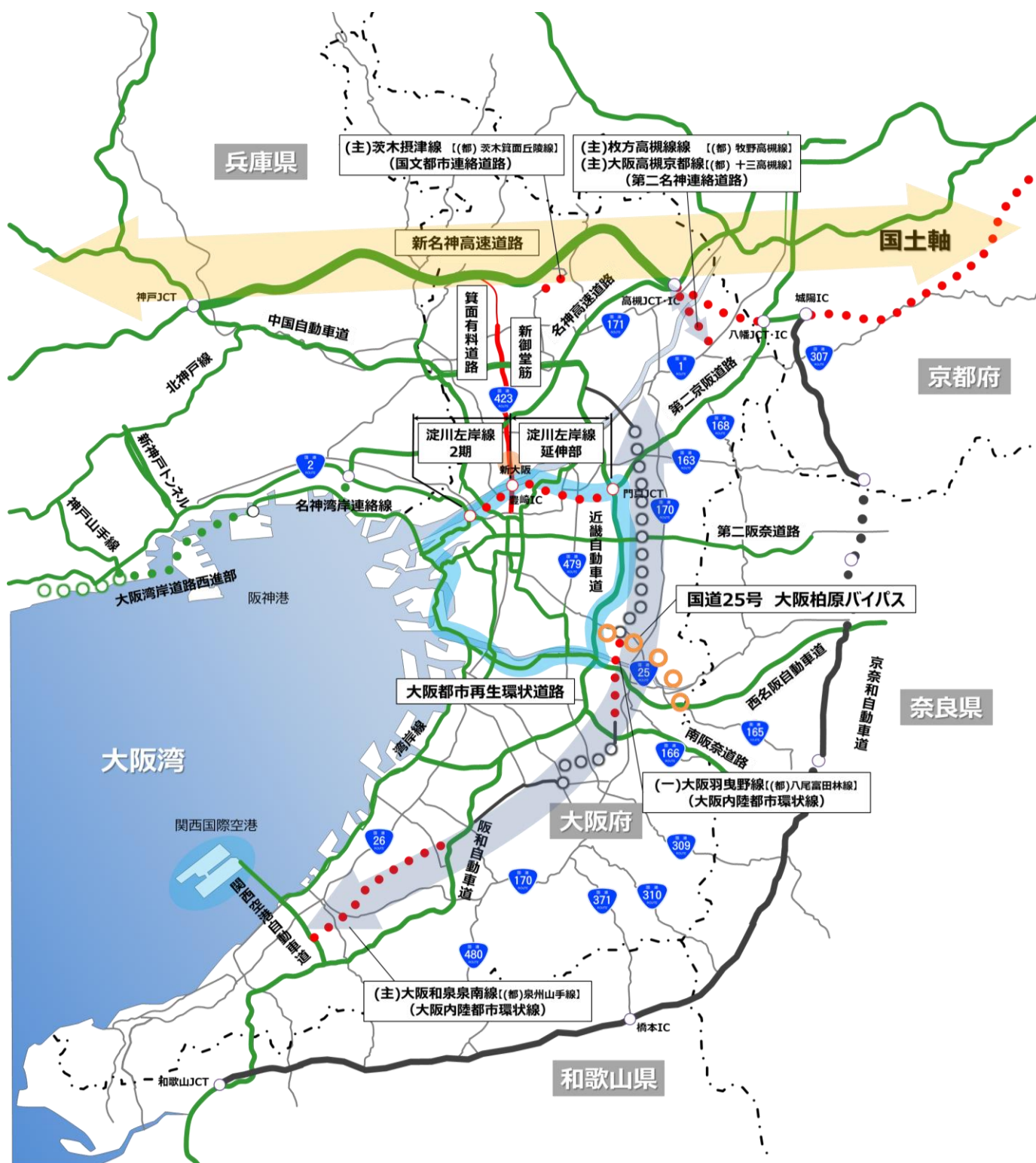
1. 「副首都・大阪」の実現と大阪の成長・発展に向けた取組

(1) 道路ネットワークの充実・強化

大阪・関西の成長に必要なネットワークの強化に向け、府域の放射・環状軸を形成する道路やまちづくり・防災拠点へのアクセス道路の整備等に必要な措置を講じるため、以下の事項を要望する。

- ① 阪神高速淀川左岸線は、新名神・名神高速道路と関西国際空港及び大阪湾ベイエリアを結ぶ大阪都市再生環状道路の一部を形成する重要な幹線道路であることから、淀川左岸線（２期）の早期完成に続き、着実な進捗が期待される延伸部についても、大深度地下使用認可申請を進め、トンネル工事に早期着手するなど、一日も早い全線整備に向けて、さらなる事業推進を行うこと。
- ② 新たな国土軸として東西二極を複数のルートで結ぶ新名神高速道路について、暫定４車線を早期に全線完成させるとともに、物流生産性向上等に寄与する６車線化についても整備を推進すること。
- ③ 新大阪駅周辺地域が広域交通ネットワークの一大ハブ拠点となることを踏まえ、新大阪駅周辺から大阪都心部や高速道路へのネットワーク強化のための新御堂筋の機能強化について、府をはじめとする関係者とともに検討を深め、具体化に向けた必要な支援を行うこと。
また、新名神高速道路と接続する箕面有料道路の高速道路会社への移管を進めるとともに、近畿圏の高速道路料金について、淀川左岸線等の高速道路ネットワークの整備状況なども見据えた、さらに利用しやすいシームレスな料金体系となるよう、引き続き取り組むこと。
- ④ 国の新広域道路交通計画に位置づけられた一般広域道路である大阪内陸都市環状線（（一）大阪羽曳野線、（主）大阪和泉泉南線）や第二名神連絡道路（（主）枚方高槻線、（主）大阪高槻京都線）、国文都市連絡道路（（主）茨木摂津線）などの事業中路線については、国土強靱化にも資する路線であることから、早期に重要物流道路に指定し、着実に整備が進められるよう必要な財源措置を講じること。
また、立体交差化による渋滞対策等の推進に向け、個別補助制度の創設等を図るとともに必要な財源措置を講じること。
- ⑤ 第１次緊急輸送道路である一般国道２５号について、慢性的な渋滞や豪雨災害による通行止めなど、交通機能上の課題を解消するため、道路調査箇所位置付けられた大阪中河内地域における幹線道路の機能強化等に関する調査を着実に進め、「国道２５号大阪柏原バイパス」の計画段階評価の早期着手に向け取り組むこと。

【道路ネットワーク】

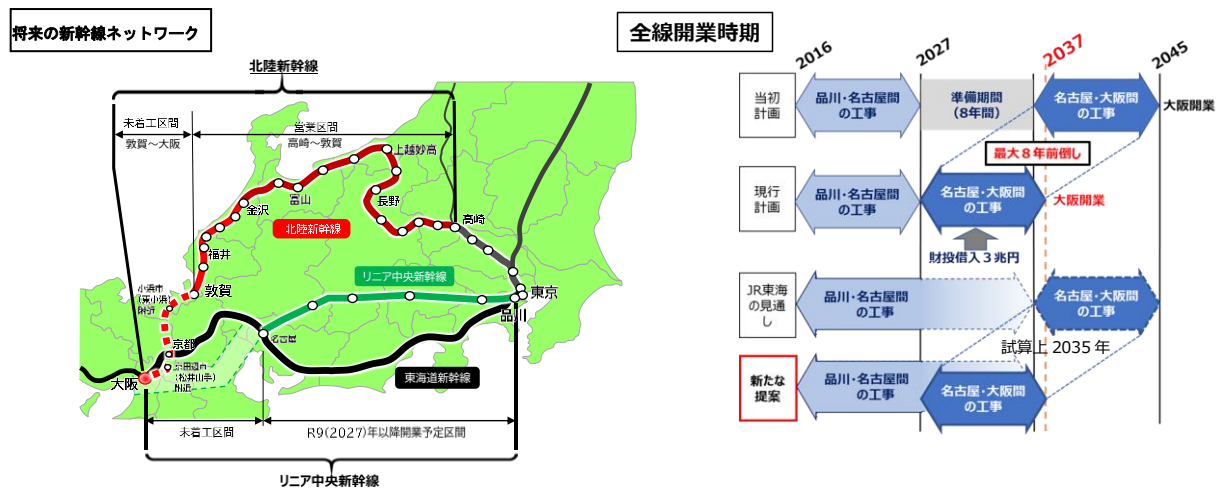


(2) 鉄道ネットワークの充実・強化など

広域鉄道ネットワークや都市鉄道ネットワークの充実、連続立体交差事業の推進に必要な措置を講じるため、以下の事項を要望する。

- ① リニア中央新幹線は、平時に大阪と東京を超高速で結ぶインフラであり、日本経済をけん引する成長エンジンとなる。全線開業してこそ効果が最大限発揮されるため、開業時期の最大8年前倒し（最速 2037 年）が確実なものとなるよう、東京・名古屋間の進捗にかかわらず、名古屋・大阪間の工事に早期着手すること。あわせて、既存の新幹線や在来線との乗換などの利用者利便性を考慮するとともに、新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進のため駅位置を早期に決定すること。

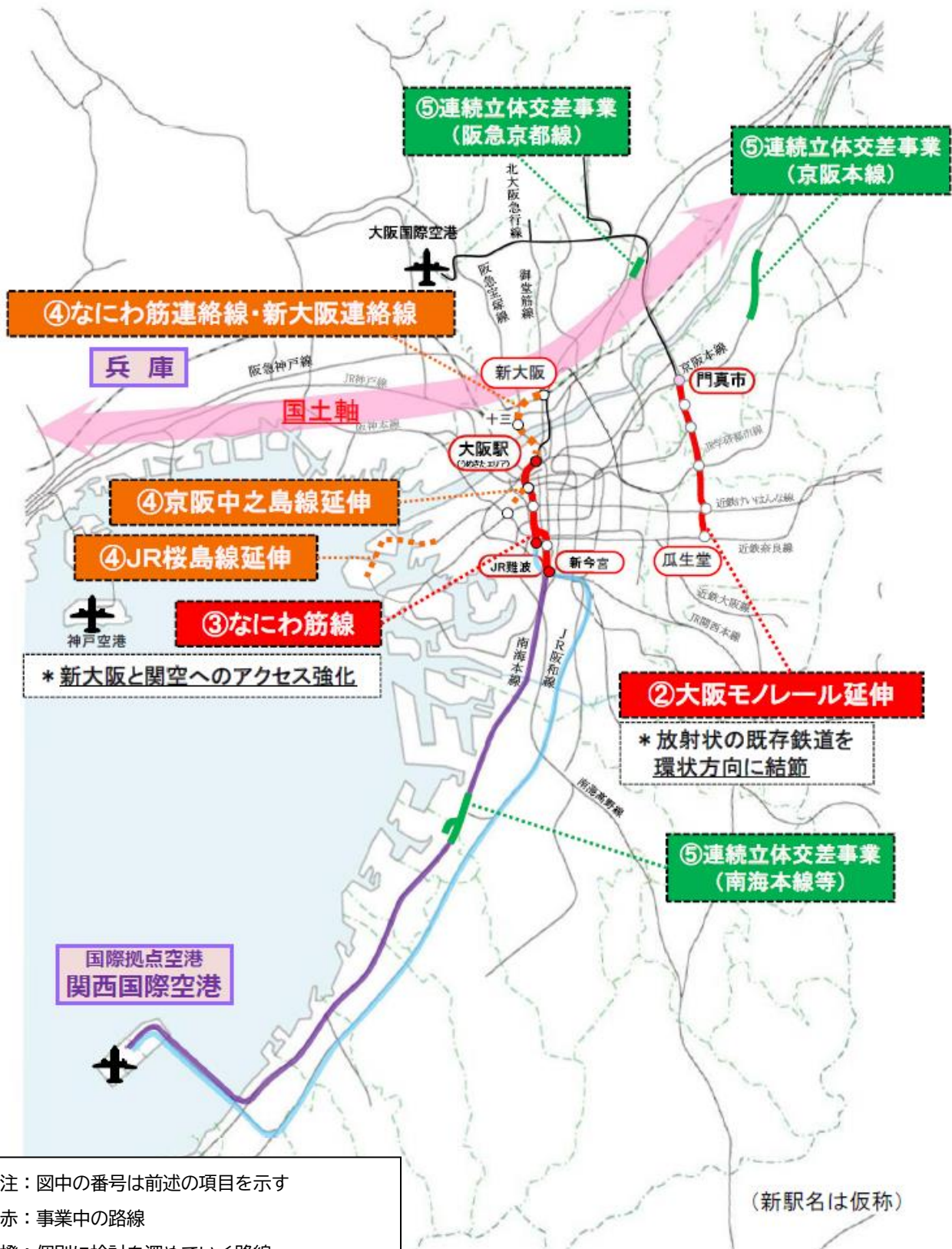
北陸新幹線は、敦賀・新大阪間の早期全線開業をめざし、必要な手続きを着実に進めるとともに、整備新幹線予算の増額や鉄道運行事業者からの適正な貸付料の徴収など、地方負担の軽減を含めた安定的な財源の確保および事業期間短縮の検討を行い、一日も早い認可・着工を実現すること。



- ② 大阪モノレールは、大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節することで、広域的な鉄道ネットワークを形成し、国内外とのビジネス、都市生活を支える交通ネットワーク機能が強化されるとともに、交通リダンダンシーの確保など国土強靱化に資することから、延伸事業の早期開業に必要な財源措置を講じること。
- ③ なにわ筋線は、関西国際空港へのアクセスを強化するとともに、国土軸上の新大阪から大阪都心部を経由して、大阪南部地域等を結ぶことで、広域的な鉄道ネットワークを形成することから、今後見込まれる事業費の増嵩額も含め、必要な財源措置を講じること。
- ④ アジアのゲートウェイを目指す関西国際空港と広域交通の一大ハブ拠点となる新大阪とのアクセスを強化する「なにわ筋連絡線・新大阪連絡線」、京阪神都市圏を結ぶ新たな鉄道ネットワークの形成に資する「京阪中之島線延伸」については、大阪府・大阪市・鉄道事業者が事業化に向けた検討調査を実施しているところであり、技術的な助言を行うこと。また、国際観光拠点となる夢洲のまちづくりに資する「JR 桜島線延伸」についても、必要な支援を行うこと。

- ⑤ 「開かずの踏切」などによる交通渋滞や踏切事故及び緊急車両の迂回を解消するとともに、沿線のまちづくりにつながる連続立体交差事業（京阪本線、阪急京都線等）を計画的かつ着実に推進できるよう、必要な財源措置を講じること。

【都市鉄道等ネットワーク】



注：図中の番号は前述の項目を示す
赤：事業中の路線
橙：個別に検討を深めていく路線
緑：連続立体交差事業

(3) 新交通サービスの確立と地域公共交通の確保・充実

大阪・関西万博では、世界最先端の技術やサービスが展示・実装され、2,900万人を超える多くの来場者が「未来」を実感した。この万博により生まれた成果を一過性のものとせず、レガシーとして次の世代へ引き継いでいき、大阪、ひいては我が国の持続的な成長や人々の暮らしの向上へつなげていくため、万博で発信した自動運転などのイノベティブなサービスについて、さらなる拡大・発展をめざすこと。とりわけ、以下の事項を要望する。

- ① 自動運転技術を用いた持続可能な地域公共交通を確保するため、新モビリティ導入に向けた地方自治体の取組に対し、必要な財源措置を講じること。併せて、自動運転レベル4を実現するために、歩車分離など自動運転走行空間のあり方や、事故が発生した場合の責任の所在など社会的ルールを早期に明確にすること。
- ② ライドシェア事業については、府民や来阪者など多様な人々が、それぞれの目的に応じた移動手段を選択できるよう、様々な規制のない制度実現に向けた検討を行うこと。
- ③ 長期的な利用者の減少や運転士不足等の原因による路線バスの廃止など、全国的に課題が顕在化している地域公共交通の確保・維持に向けては、基本的には市町村の役割であることを踏まえつつも、広域的な視点から大阪府が一步踏み出し車両購入など直接的な支援を進めているところである。国においても引き続き、路線バス等の交通が確保されるよう、地域公共交通確保維持事業の補助要件の緩和や人材確保に関する補助制度の拡充を図るとともに、必要な財源措置を講じること。
併せて、令和6年に設置された国土交通省「交通空白」解消本部で示された集中対策期間における取組が着実に推進されるよう、市町村や交通事業者等の関係者による地域輸送資源の活用取組等に対し、計画策定・実証・実装から本格運行の継続に必要な支援を切れ目なく行うこと。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくり

1) 外国人旅行者等の受入環境整備の促進

- ① 大阪IRの開業が2030年に迫るなか、今後さらに増加が見込まれる外国人旅行者等をはじめ、誰もが快適・円滑に移動できる環境を整備するため、交通事業者が行うMaaSなど受入環境整備関連の取組に対し、更なる支援や必要な財源措置を講じること。
- ② 誰もが安全・安心で快適に移動できる環境の実現に向け、今後さらなる増加が見込まれる外国人旅行者等への対応として、2030年までに府内のユニバーサルデザインタクシー普及率約50%の達成に向け、事業者への支援の拡大や、自動車メーカーに対する車両の安定的な供給に向けた働きかけを行うこと。
- ③ 極めて高い水準のバリアフリー基準が導入された大阪・関西万博を契機とし、さらなる福祉のまちづくりを推進するため、本府では福祉のまちづくり条例を改正し、令和8年度より小規模店舗の義務付け対象の拡大等を行ったところ。
国においては、小規模店舗等既存建築ストックのより一層のバリアフリー化の促進を図るため、バリアフリー改修工事が実施された建築物に対する税制優遇措置の要件を緩和すること。

【受入環境整備

(キャッシュレス決済対応機器、多言語案内施設)】



(写真提供) 近鉄バス株式会社



(写真提供) 西日本旅客鉄道株式会社



(写真提供) 近鉄バス株式会社

【ユニバーサルデザインタクシー】



(出典) トヨタジャパンタクシーHP

2) 鉄道利用者の安全確保及び利便性向上の取組の促進

鉄道利用者の安全確保に資する可動式ホーム柵の整備促進については、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、府や鉄道事業者等で策定した「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組み」に基づき取り組んでいるところである。今後、府内全域の必要な箇所に整備が図られるよう、鉄道駅バリアフリー料金制度を用いない鉄道事業者に対して、必要な財源措置を講じること。

障がい者を含め全ての利用者が安全・円滑に駅施設を利用できるよう、特定の時間帯や一部の改札等において駅員が不在となる駅の無人化への対応に関する鉄道事業者の取組に対して必要な支援を講じること。

また、駅や車両など鉄道施設内における防犯対策について、利用者や駅係員の安全確保に資する鉄道事業者の取組に対して必要な支援を講じること。

(5) 地域の魅力向上

1) 大阪の成長につながる活用地を生み出すための新制度の創設

大阪の発展・成長につながるよう、公共が所有する数少ないまとまった土地である公的賃貸住宅敷地を活用し、子育て支援施設など、新たな機能導入や公共施設の再編整備を行うことで、連鎖的なまちづくりの起爆剤となることを目指し、取り組みを進めている。

公的賃貸住宅の敷地を活用するためには、建替事業や用途廃止事業を効果的に進めていく必要があり、そのためには、現入居者の移転先の確保が必要である。

そこで、移転先として、民間空き家を活用して居住サポート住宅等として提供する場合に、改修費及び家賃低廉化補助を重点的に行う新制度を創設すること。

2. 災害への対応など安全・安心の確保

能登半島地震などの頻発する大規模自然災害から、府民の生命・財産・暮らしを守り、大阪の重要な機能を維持するため、災害耐力の低下をもたらさないように将来にわたってインフラを健全な状態で維持し続けなければならない。大阪府では、国土強靱化実施中期計画に基づき、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進していくため、以下の事項を要望する。

(1) 防災・減災、国土強靱化の更なる加速化・深化

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ巨大地震等への備えが喫緊の課題となっている。今後予期される大規模災害を念頭に、治水・土砂災害対策や地震対策、密集市街地の整備、医療施設の耐震化のほか、下水道などインフラの深刻な老朽化への対応といった課題に対し、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく大規模かつ中長期的な防災・減災対策を、着実に進めることができるよう、これまで以上の財源措置を行うこと。

加えて、公共施設等適正管理推進事業債の適用期限を延長すること。また、緊急自然災害防止対策事業債については公共下水道のみならず、流域下水道も対象施設に加えるよう適用を拡大すること。

(2) 地震・津波対策の推進

1) 鉄道施設の耐震対策の促進

南海トラフ巨大地震等を見据えた鉄道駅等に対する耐震対策について、早期完了に必要な財源措置を講じること。また、国及び鉄道事業者と共に協調する地方負担額について起債措置を可能とすること。

2) 住宅・建築物の耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化を促進するため、必要な財源措置を講じるとともに、以下の事項を要望する。

① 木造住宅においては、建築物の高経年化・所有者の高齢化から除却ニーズが高まっており、耐震性が不足している木造住宅の解消に向け、本府においても除却補助の制度を創設するなど取組みを強化している。国においても除却の推進に向け住宅・建築物安全ストック形成事業における除却の交付率(11.5%)を引上げること。

② 耐震診断が義務付けられた広域緊急交通路沿道建築物について、1回目の改修においてIs値0.3以上を確保できる場合は、2回目以降の工事が未定でも補助対象とすること。

加えて、多数の占有者・区分所有者と耐震改修に伴う合意形成を円滑に進めるため、移転費用や仮移転先賃料を補助対象とすること。

③ 木造住宅の耐震改修工事と併せて、感震ブレーカーを設置する場合、設置費用を補助対象とすること。

④ 府営住宅の耐震化を進めるため、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な財源措置を講じること。

3) 密集市街地の整備

本府では、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和12年度までに全域解消を目標に、GISを用いて特定した延焼危険性を効果的に低減できる箇所において、重点的に道路整備や老朽建築物の除却を推進するとともに、民間主体による建替えが進む環境整備等に取り組んでいる。また、地域住民によるソフト対策の取組も重要であることから、感震ブレーカーの普及促進や防災訓練など地域防災力の向上のための取組を推進している。

このため、密集市街地の整備推進に向け、必要な予算を確保するとともに、以下の制度拡充等を要望する。

- ① 危険密集の全域解消目標を達成するため、令和8年度末までの時限措置として実施されている老朽建築物等除却補助の補助率引き上げについて、住生活基本計画（全国計画）の目標年度である令和12年度末まで延長すること。
- ② ソフト対策の取組成果を客観的に評価し、地域住民の取組に対する積極的な動機付けを図るため、現行の密集市街地の防災性能評価に「地域防災力」を定量的かつ幅広く反映するよう検討すること。

【著しく危険な密集市街地の状況】（令和7年度末時点）



市	H24 当初	R7年度末	
		解消	未解消
大阪市	1,333ha	1,244ha	89ha
堺市	54ha	54ha	0ha
豊中市	246ha	174ha	72ha
守口市	213ha	213ha	0ha
門真市	137ha	99ha	63ha
寝屋川市	216ha	197ha	19ha
東大阪市	49ha	49ha	0ha
合計	2,248ha	2,030ha	218ha

4) 防災公園の整備

安全・安心・快適に利用できる公園づくりを推進するため、被災者の救出救援等に
あたる自衛隊・消防・警察等が集結する後方支援活動拠点や、大規模火災などから住民
の安全を確保する広域避難場所となる防災公園整備（久宝寺緑地、大泉緑地等）の推進
及び防災関連施設の改修・更新などに、必要な財源措置を講じること。

5) 緊急輸送道路等における橋梁耐震化・無電柱化及び法面・盛土の土砂災害防止対策 について、以下の事項を要望する。

- ① 緊急輸送道路等における道路橋梁の耐震化について、着実に整備が進められるよ
う、個別補助制度の創設等を図るとともに必要な財源措置を講じること。
- ② 緊急輸送道路等における無電柱化について、今後、より一層の推進が図れるよう、
必要な財源措置を講じるとともに、引き続き、事業期間短縮に向けた包括発注等の
取組を進めるために必要な支援を行うこと。
- ③ 緊急輸送道路等における法面・盛土の土砂災害防止対策について、着実に整備が
進められるよう必要な財源措置を講じること。

【道路橋梁の耐震化】



（府道 八尾茨木線）

【法面・盛土の土砂災害防止対策】



（府道 木ノ本岬線）

【電柱倒壊等による道路閉塞】



H30年 台風 21 号による被害
（府道 泉佐野岩出線）

【無電柱化】



（国道 170 号）

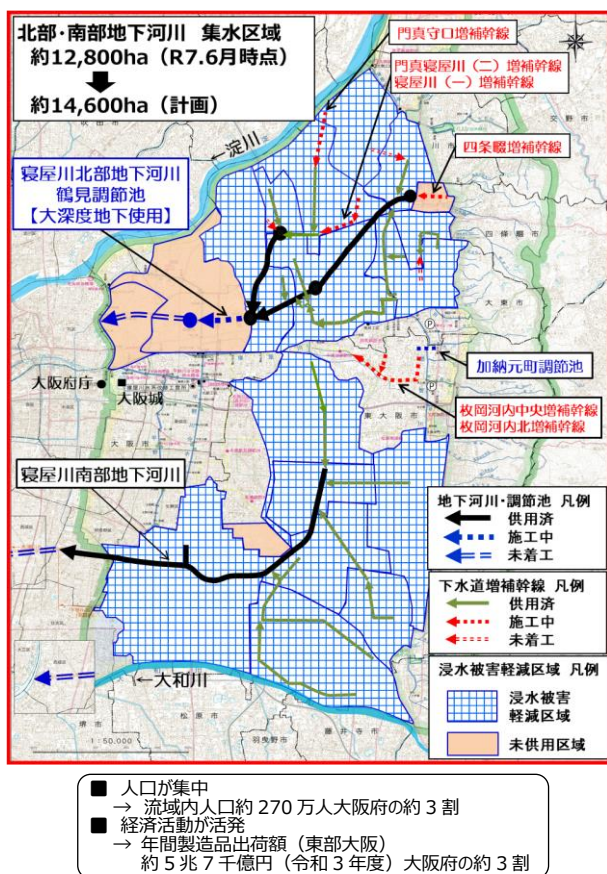
(3) 治水・土砂災害対策の推進

人口・資産が集積し、低平地の広がる大阪では、人命を守り社会経済活動を支えるため、事前防災としての治水施設整備の更なる推進が必要である。あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させるため、以下の事項を要望する。

1) 治水・砂防事業の推進

- ① 寝屋川流域において取り組んでいる総合治水対策は、国が示す「流域治水」の考え方を全国に先駆けて実践しているものであり、その根幹となる地下河川、下水道増補幹線、流域調節池などの大規模治水施設に対し、十分な財源措置を講じること。
とりわけ、地下河川事業は多額の事業費が長期間必要となるため、遅延なく整備できるよう、事業進捗に応じた必要な財源措置を継続して講じること。

【寝屋川流域総合治水対策の整備箇所図】



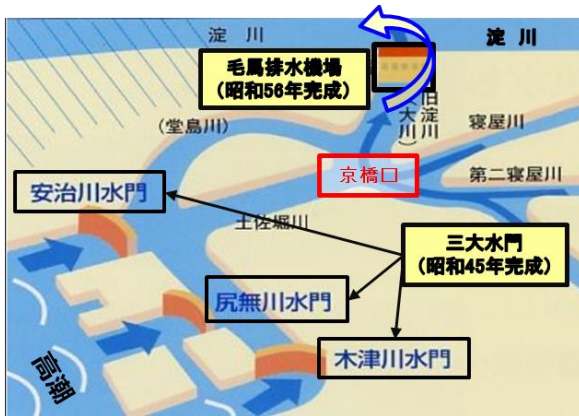
- ② 大阪では、中小河川の流域においても市街化が進んでおり、ひとたび災害が発生すると甚大な被害が生じる。そのため、流域治水の根幹となる中小河川の整備を重点的かつ着実に実施できるよう、個別補助制度はもとより、交付金についても十分な財源措置を講じること。

【榎尾川 整備状況】

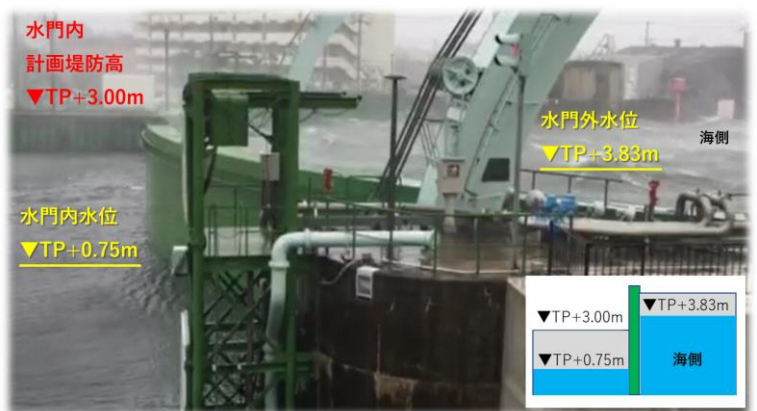


- ③ 将来の気候変動による海面上昇などを考慮した高潮や南海トラフ巨大地震により想定される津波に備えるため、完成後 50 年以上が経過し、老朽化した三大水門の更新事業に対し、更新期限までに新水門が完成できるよう十分な財源措置を講じること。

【大阪府の高潮対策（イメージ図）】



【平成 30 年台風第 21 号来襲時の木津川水門】



- ④ 土砂災害防止法に基づく区域指定について、高精度な地形情報を用いた抽出により新たに判明した約 4,300 箇所の「土砂災害が発生するおそれがある箇所」の基礎調査を早期に完了できるよう、補助率の引き上げや、起債の充当による地方負担の軽減を図ること。

加えて、国において全国の先進事例を収集・蓄積し、速やかな区域指定に資する指針の策定や、砂防基盤図の作成に資する高精度な地形情報の更なる範囲拡大を図ること。

また、急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策についても、必要な財源措置による地方負担の軽減や受益者負担率の軽減を図るとともに、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅等の移転・補強制度の充実を図ること。

- ⑤ 気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえた治水計画検討について、補助対象を二級河川にも拡充すること。

また、洪水浸水想定区域指定拡大に伴う市町村のハザードマップ作成などのソフト対策に必要な支援や、貯留機能を有するため池や水田等を治水に活用するため、取水施設の改築など関連施設への支援も含め、貯留機能の保全に資する取組への費用補助など、制度の充実を図ること。

- ⑥ 大和川について、大阪府域で避難判断水位を超過する洪水が多く発生しており、治水安全度向上に向け、具体的な河川整備の内容について早急に検討を進めること。
- また、直轄河川の治水対策として、淀川における阪神なんば線淀川橋梁の架け替え事業などの推進とともに、寝屋川流域の洪水・高潮時の排水施設である毛馬排水機場について、更新時期を超過していることから、確実に稼働するよう、更新を行うこと。

【令和5年台風第2号来襲時の大和川】



【毛馬排水機場】



（出典）国土交通省 HP

2）流域下水道の雨水対策

本府の流域下水道事業は、他に類を見ない規模で広域的な雨水対策を実施してきている。引き続き、頻発する豪雨災害に備えるため、大規模で集中的に投資が必要な下水道増補幹線の整備及び大量に更新時期を迎えリダンダンシー確保のための予備機化と合わせて進めている雨水ポンプの更新事業に対し、個別補助制度を堅持し、事業進捗に応じた必要な財源措置を講じること。

3) 空家対策の促進

相続人が不存在である空家については、清算手続開始に要する費用負担が大きいいため、手続が利用されず、老朽化した空家が放置される事態が生じている。

最終的に、民法に基づく清算手続を経た後に、残余財産が国庫に帰属することから、市町村以外の利害関係人が財産管理人を選任するために要する費用を 国庫補助の対象とするとともに、空家対策の実施主体である市町村による取組が一層推進されるよう、市町村が負担する所有者不存在空家の解消に係る費用について全額国庫負担とするなど、さらなる財源措置を講じること。

(2) カーボンニュートラルの推進

1) 下水道事業の脱炭素化と資源循環

- ① 多くの温室効果ガスを排出する流域下水道施設において、特に脱炭素化への効果が見込まれる機械・電気設備の改築更新に必要な財源措置を講じること。
- ② 脱炭素化や下水汚泥資源の肥料利用などの取組を推進するため、国費負担率の引き上げや地方交付税の充当範囲拡充等の財源措置を講じるとともに、汚泥肥料の流通・販路の仕組みづくり及び製造費に対する補助等の新たな制度を創設すること。

2) 住宅・建築物の省エネ対策等に係る施策の円滑な実施

2050 年の脱炭素社会実現に向けて、新たなカーボンニュートラル技術の社会実装や住宅・建築物の省エネ対策及び再生可能エネルギーの導入を促進するため、以下の事項を要望する。

- ① カーボンニュートラルに資する次世代技術であるペロブスカイト太陽電池の導入拡大を図るため、引き続き、メーカーや関係省庁と連携し、フィルム型に加え、事業化が今後予定されるガラス型等も含めて住宅・建築物分野における設置・施工上の課題の解決に向けて取り組むこと。
- ② ZEH・ZEB 化を促進するため、みらいエコ住宅 2026 事業などの補助制度を継続・拡充するとともに、認定低炭素住宅や ZEH について、税制優遇措置の拡充を図ること。
また、ZEH 割合の低い建売住宅の ZEH 化を促進するための支援を充実させること。
- ③ 新築戸建住宅については、2030 年の太陽光発電設備設置率 6 割を目指すとしているが、集合住宅や非住宅建築物においても導入目標を設定するなど、新築する住宅・建築物へのさらなる再生可能エネルギーの導入促進に向けて取り組むこと。

(3) 安全・円滑な移動の確保

1) 歩行者・自転車の通行空間の整備

昨今の事故情勢を踏まえ、通学路等における安全な歩道と自転車通行空間の確保などの整備が進められるよう、個別補助制度の創設等を図るとともに必要な財源措置を講じること。

また、国内外から訪れる多くの人々が安全、快適に府内各地を周遊できるよう、より一層の広域的な自転車通行環境の充実を図るため、必要な財源措置を講じること。

4. スtockマネジメントの推進による府民サービスの向上

(1) 都市基盤施設の維持管理

1) 都市基盤施設の老朽化対策等の推進

高度経済成長期に整備された大量の都市基盤施設は、一斉に老朽化が進んでいる。とりわけ、本府の流域下水道施設では、高度経済成長期以降に整備した設備の老朽化が著しく、更新事業も増加し続けており、下水処理・排水機能の停止を避けるため、その対策は待ったなしの状況である。本府では、令和6年度末に改定した大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、予防保全の観点から都市基盤施設の長寿命化などに加え、AIを用いた区画線劣化診断やドローンによる点検などの新技術や民間のノウハウを活用した、戦略的な維持管理に取り組んでおり、以下の事項を要望する。

- ① 適切かつ着実に老朽化対策を進めるため、下水道施設をはじめ、道路や河川、砂防、公園などの都市基盤施設の長寿命化対策を図りつつ、各施設の状況に応じて更新できるよう、必要な財源措置を講じること。
- ② 現在、地方単独費で実施している都市基盤施設の定期点検及び修繕・更新計画策定等について、交付金や起債が充当できるよう制度の充実を図ること。
- ③ 公園施設の維持・更新や魅力向上を図るため実施する民間ノウハウを活用したPFIによる再整備について、必要な財源措置を講じること。
- ④ 都市公園内の樹木や街路樹は、老齢化・大径木化が進行しており、倒木等による重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されている。昨今、倒木等による事故の発生を踏まえ、これらに対して実施する危険木の点検・診断について、交付金や起債が充当できるよう制度の充実を図ること。
- ⑤ 流域下水道包括管理事業については、国費の交付要件となっている「ウォーターPPPの導入」にあたり、各自治体の実情に応じた柔軟な制度設計を図るとともに、導入検討等に相当な時間を要することから、要件化の実施時期についても延伸すること。

2) 流域下水道施設の老朽化対策の推進

埼玉県八潮市で発生した流域下水道管渠の破損に起因すると思われる道路陥没は、社会的にも大きな影響を及ぼし、下水道施設の老朽化対策の重要性が改めて認識された。

本府では、全国に先駆けて流域下水道の整備に着手し、管渠及び施設全体の老朽化対策が喫緊の課題となっている。

全国最大規模である本府の流域下水道施設は約450万人が利用しており、地震等の災害や老朽化によって機能が停止すれば、一度に多くの住民に公衆衛生上の被害が及ぶこととなる。とりわけ大規模な汚泥処理施設が停止すれば、短期間での復旧や民間で代替施設を確保することが困難であることから、老朽化した施設の改築・更新を強力に推進する必要がある。これらの状況を踏まえ、以下の事項を要望する。

- ① 下水道管渠に起因した重大事故の未然防止の観点から全国特別重点調査の結果をふまえて、計画的な点検調査及び改築・更新をさらに加速化させる等、これまで以上の財源措置を行うこと。

- ② 下水道施設の老朽化対策・耐震性確保の観点から、大規模な汚泥処理施設の改築・更新や汚泥処理施設間の相互補完の取組についても個別補助の対象とすること。
- ③ 老朽化施設が急激に増加しており、災害耐力の低下や下水道施設の機能停止リスクが増大していることから、下水道施設の改築・更新にかかる、さらなる財政支援の底上げを行うこと。

(2) 公営住宅の整備・適正な管理の推進

- 1) 公営住宅は、社会情勢の変化に対応しつつ、高度経済成長期に供給された大量のストックの再編・整備等を通じて、将来戸数の適正化や良質なストック形成を進める必要がある。

このため、年度当初から建替えや計画的な修繕等、公営住宅事業を安定かつ確実に実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

2) 建設費等の高騰を踏まえた公営住宅の整備や適正な管理に関する措置

大阪府営住宅事業では特別会計を採用しており、最大の財源は家賃収入となっているが、昨今の物価高騰により整備費や維持管理費は上昇する一方、家賃収入は、これまで収入分位による家賃算定基礎額や家賃負担率等の見直しがなされることなく、応能応益家賃として据え置きとなっている。収支のバランスが取れておらず、府営住宅の整備や適正な管理に支障が生じる恐れがあることから、安定的な公営住宅事業が実施できるよう必要な財政措置を講じること。特に物価高騰に対しては早急に対応すること。

(3) 不動産特定共同事業法における適正な業務運営の確保

不動産特定共同事業法においては、事務所が単一の都道府県に存する場合は当該都道府県知事が規制することとされているが、平成 29 年の法改正を契機に、事業者や商品数、一般投資家が全国に渡り増加したことに伴い、本府においても一般投資家からの相談や、事業者への指導監督を必要とする案件が増加している。

事業者が取り扱う対象不動産への立入調査の実施において、他の都道府県など広域に及ぶ事案があること、また許認可や指導監督を行う際には、金融知識を含めた高度な専門性が求められるにもかかわらず、具体的な許可基準や処分基準が示されていないことから、本府における適正な業務運営に限界が生じている。

1) 許認可及び指導監督における国の一元的規制

許認可及び指導監督については、国が一元的に実施すること（小規模不動産特定共同事業者は都道府県にて対応）。

2) 許可基準の明確化と処分基準の設置

申請に対する許可基準を明確化すること。また、監督留意事項ではなく具体的な監督処分基準を明確に示すこと。